令和元年第３回今金町議会臨時会　第１号

令和元年５月３０日（木）

○議事日程

１　会議録署名議員の指名について
２　会期の決定について
３　承認第１号　今金町税条例等の一部を改正する条例専決処分の承認について
４　承認第２号　今金町国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分の承認について
５　承認第３号　平成３０年度今金町一般会計補正予算（第７号）専決処分の承認について
６　承認第４号　平成３０年度今金町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第５号）専決処分の承認について
７　承認第５号　平成３０年度今金町後期高齢者医療特別会計補正予算（第５号）専決処分の承認について
７　承認第６号　平成３０年度今金町介護保険特別会計補正予算（第５号）専決処分の承認について
８　承認第７号　平成３０年度今金町介護老人保健施設特別会計補正予算（第５号）専決処分の承認について
９　承認第８号　平成３０年度今金町国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第５号）専決処分の承認について
１１　承認第９号　平成３０年度今金町簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）専決処分の承認について
１２　承認第１０号　平成３０年度今金町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）専決処分の承認について
１３　議案第１号　財産の無償貸付について

○出席議員（１２名）

議長１２番	村瀬　廣君	副議長１１番	芳賀芳夫君
１番	川上絹子君	２番	向井孝一君
３番	山崎　仁君	４番	小川ひとみ君
５番	日置紳一君	６番	内ヶ島祐一君
７番	上村　忠君	８番	岸　徹也君
９番	徳田栄邦君	１０番	村上忠弘君

○欠席議員（０名）

○出席説明員

町長	外崎秀人君	
副町長	中島光弘君	
総務財政課長	森朋彦君	
兼選管書記長		
総務財政課長補佐	鈴木正之君	
総務財政課主幹	古谷哲男君	
公営施設課長	安達雄一君	
公営施設課長補佐	小西康友君	
公営施設課長補佐	由浅和正君	
まちひと交流課長	山田薫君	
まちひと交流課長補佐	田中崇君	
まちづくり推進課長	寺崎康史君	
まちづくり推進課長補佐	早坂靖君	
保健福祉課長	杉山輝希君	
保健福祉課長補佐	岸貴之君	
農林振興課長	川平秀明君	
兼結婚相談所長		
農林振興課長補佐	中里英明君	
会計管理者	山田哲也君	（兼務）
税務住民課長	山田哲也君	
老人保健施設事務長	諸戸康浩君	
国保病院事務長	立島剛君	
農業委員会事務局長	伊藤靖徳君	
国営農地再編推進室室長	宮本彰君	
国営農地再編推進室主幹	白山晋君	
教育長	田中俊一君	
教育委員会事務局長	住吉淳君	
兼総合体育館館長		
兼給食センター所長		
教育委員会事務局次長	宮崎吉広君	

○出席事務局職員

議会事務局長	成田光康君	
議会事務局主幹	佐藤直樹君	

開議　午前１０時００分

◎開会の宣告

○議長（村瀬　廣君）　おはようございます。

只今の出席議員は１２名で、定足数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和元年第３回今金町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（村瀬　廣君）　これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（村瀬　廣君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の署名議員には、山崎君、小川君を指名いたします。

◎日程第２　会期の決定

○議長（村瀬　廣君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日の１日間といたしたいのでありますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なしの声あり」）

○議長（村瀬　廣君）　ご異議がないので、会期は本日の１日間と決定いたしました。

◎日程第３　承認第１号

○議長（村瀬　廣君）　日程第３、承認第１号を議題といたします。

今金町税条例等の一部を改正する条例専決処分の承認について、理事者の説明を求めます。

副町長、中島君。

○副町長（中島光弘君）　おはようございます。

承認第１号、今金町税条例等の一部を改正する条例専決処分の承認について提案理由を申し上げます。

地方税法のほか、関係法令等の一部を改正する法律が、平成３１年３月２９日に公布され、同年４月１日から施行されたことに伴い、本条例の一部改正について、専決処分の承認を求めようとするものであります。

主な改正概要は次のとおりであります。

１　町民税関係では、住宅借入金特別控除の適用期限の延長、個人住民税の非課税措置（要件の追加）。

２　固定資産税関係では、税負担軽減措置等の延長。

３　軽自動車税関係では、グリーン化特例（軽課）等の段階的見直し、需要平準化

対策に係る環境性能割の臨時的軽減。

以上、改正に係る概要を申し上げました。

詳細につきましては、税務住民課長が朗読説明をいたします。

ご審議いただき承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（村瀬　廣君）　税務住民課長、山田君。

○税務住民課長（山田哲也君）　おはようございます。

（税務住民課長朗読説明、記載省略）

○議長（村瀬　廣君）　説明が終わりました。

これより質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

向井君。

○２番（向井孝一君）　軽自動車税の改正によりまして、これ古くなればなるほど税金が上がっていくというシステムですよね。

そのことによって、新車に切り替えできれば良いんだけども中々経済的にはそういうわけにはいかないということで、いま現在、今金町に登録されている軽四の台数というのは分かりますか。

○議長（村瀬　廣君）　税務住民課長、山田君。

○税務住民課長（山田哲也君）　お答えいたします。

平成３０年度の登録台数でございます。

軽自動車、軽貨物、トラクターですとかすべて合わせまして、３０９１台となってございます。

５０ccの原付も含まれております。よろしくお願いいたします。

○議長（村瀬　廣君）　他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　質疑を終わります。

質疑を打ち切り、討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　討論を終わります。

討論を打ち切り、日程第３、承認第１号についての採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　ご異議がないので、承認第１号は、原案承認と決定いたしました。

◎日程第４　承認第２号

○議長（村瀬　廣君）　日程第４、承認第２号を議題といたします。

今金町国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分の承認について、理事者の説明を求めます。

副町長、中島君。

○副町長（中島光弘君）　承認第２号、今金町国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分の承認について提案理由を申し上げます。

地方税法のほか、関係法令等の一部を改正する法律が、平成３１年３月２９日に公布され、同年４月１日から施行されたことに伴い、本条例の一部改正について、専決処分の承認を求めようとするものであります。

主な改正概要は次のとおりであります。

１　国民健康保険税の賦課限度額の改正については、国民健康保険税の基礎課税額にかかる課税限度額引上げで、現行５８万円を６１万円に、国民健康保険税の低減措置の拡充については、低所得者の国民健康保険税について、５割軽減及び２割軽減の対象となる軽減判定所得の引き上げで、５割軽減基準額、現行２７万５千円を２８万円に、２割軽減基準額、現行５０万円を５１万円にするものです。

以上、改正の概要を申し上げました。

詳細の説明につきましては、只今の説明でほぼ申し上げておりますので、省略させていただき、ご審議いただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（村瀬　廣君）　説明が終わりました。

これより質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　質疑を終わります。

質疑を打ち切り、討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　討論を終わります。

討論を打ち切り、日程第４、承認第２号についての採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　ご異議がないので、承認第２号は、原案承認と決定いたしました。

◎日程第５　承認第３号

○議長（村瀬　廣君）　日程第５、承認第３号を議題といたします。

平成３０年度今金町一般会計補正予算（第７号）専決処分の承認について、理事者の説明を求めます。

副町長、中島君。

○副町長（中島光弘君）　承認第３号、平成３０年度今金町一般会計補正予算（第７号）専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、３月の補正予算時において未確定であった部分であって、それぞれ確定数値となったものについて専決処分を行ったものであります。

そのことにより地方自治法の規定に基づいて専決処分の報告をし、承認をお願いするものであり、以下、承認第１０号まで同趣旨でありますので、よろしくお願いをい

たします。

本会計の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、８，８３６万７千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ６９億１，７６８万２千円としたところであります。

それでは補正の概要を歳入より申し上げます。

１ページから２ページです。

１款、町税において、４６１万７千円の追加は、個人及び法人に係る町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税の収納額確定によるものが主であります。

９款、地方交付税において、１億７７７万３千円の追加は、特別地方交付税の額の確定に伴う増額が主であります。

１０款、交通安全対策特別交付金では、４万９千円の減額。

１１款、分担金及び負担金で、１９万１千円の減額は、それぞれ額の確定によるものであります。

１２款、使用料及び手数料で、８万６千円の減額。

１３款、国庫支出金で、７９万６千円の減額は、国庫負担金が主であります。

１４款、道支出金において、５４９万１千円の減額は、道補助金が主であり、それぞれの事務事業の実績による精査であります。

１５款、財産収入では２万９千円の減額。

１６款、寄附金で１８６万２千円の追加は、実績精査であります。

１７款、繰入金において、１億６，４７０万２千円の減額は、財政調整基金繰入金の減額が主であり、財源調整であります。

１９款、諸収入において、３，３８７万５千円の減額は、額の確定に伴う精査で、備荒資金組合積立金支消交付金が主であります。

２０款、町債において、２６０万円の追加は額の確定に伴う精査であります。

次に歳出は３ページから４ページをお願いいたします。

２款、総務費において、４，７４７万８千円の追加は、総務費における事務事業の精査と、総合戦略推進費の追加が主なものであります。

３款、民生費において、５，３１４万８千円の減額は、高齢者住宅等除雪サービス委託料及び老健施設への繰出金、障がい者特別対策費の減額が主であります。

４款、衛生費において、３，０９２万７千円の減額は、国保施設勘定への繰出金の減額が主であります。

６款、農林水産業費において、５２８万３千円の減額は、事務事業の精査による減額であります。

７款、商工費において、１９１万１千円の減額は、事務事業の精査による減額であります。

８款、土木費において、２，７８５万２千円の減額は、道路維持費及び公共下水道事業特別会計の精査による減額が主であります。

９款、消防費において、３３６万２千円の減額は、常備消防費の精査が主でありま

す。

１０款、教育費において、９９０万１千円の減額は、事務事業等の精査が主であります。

１２款、公債費において、４６万１千円の減額は、一時借入金利子の減額による精査であります。

１３款、予備費では適用がありませんので、３００万円の皆減であります。

次に、第２表、繰越明許費補正で５ページをお願いをいたします。

追加で、７款、商工費、１項、商工費、事業名、プレミアム付商品券事業、金額、７８万８千円。

次に、第３表、地方債補正で６ページをお願いいたします。

変更で起債の方法、利率、償還の方法については変更がありませんので、起債の目的と限度額のみ説明をいたします。

住宅リフォーム事業債、限度額２，８５０万円を２，５１０万円に。

認定こども園利用者負担額助成事業債、限度額２，８９０万円を３，２３０万円に。

総合体育館建設事業債、限度額１０億４，４７０万円を１０億４，２５０万円に。

ピリカスキー場設備更新事業債、限度額１億６７０万円を１億５７０万円に、計、１４億９，８０１万７千円を１４億９，４８１万７千円に変更するものであります。

続いて７ページをお願いいたします。

追加で、起債の目的、総合体育館災害用マンホールトイレ整備事業債、限度額、５８０万円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率、年５％以内、償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。

ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。

計、１５億６１万７千円。

以上、概要を申し上げました。

ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村瀬　廣君）　説明が終わりました。

質疑は歳出より款ごとに行います。

質疑にあたっては、会議規則第５４条の規定に基づき、簡明にかつ明瞭とし議題外にわたらず、また、その範囲を超えないようにお願いしておきます。

２款、総務費の質疑を行ないます。

３２ページから３９ページです。

日置君。

○５番（日置紳一君）　３４ページ、総合戦略推進費についてですけども条例制定をして５年間で３億積むということになっていると思うんですけども、これ当初予算ではなく補正で６，０００万円積んだ理由を教えて下さい。

○議長（村瀬　廣君）　総務財政課長、森君。

○総務財政課長（森　朋彦君）　この基金につきましては、いまおっしゃっていただいたような３億というような目標の額というのは設定しておりませんで、総合戦略に関わる、町が行う単独事業に関わっての経費をこの基金の中で見るということで、毎年所要額というんですか、必要額というのが変更になりますので、それに応じて積立をするということで運用させていただいているものでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（村瀬　廣君）　他にありませんか。

ありませんか。

総務費の質疑を終わります。

３款、民生費の質疑を行ないます。

４０ページから４６ページです。

質疑ございませんか。

山崎君。

○３番（山崎　仁君）４２ページ、扶助費が３，３００万円減額されております。

それぞれあるようですけれども、これら３，３００万円減額をされたという、このことに対する考えがあれば、お聞かせいただきたい。

○議長（村瀬　廣君）　保健福祉課長、杉山君。

○保健福祉課長（杉山輝希君）　４２ページの扶助費、障がい関係に関わるご質問だと思っております。

この予算につきましては、年度当初より１年間を見込んでまず予算編成をさせていただいております。

例年の額等々を見据えながら、不足を生じないようにやや多めに予算化しているというところではございます。

都度ですね、議会等の補正のタイミングで各月の執行状況を見ながら調整できるところについては調整をしながら、年間を通してきているところでございます。

本来であれば３月補正である程度大きな見込みを立てて補正するところでありますが、やはり毎月、毎月、固定した経費というわけにはいきません。

色々な状況の中で医療費が大きく伸びたりする月もございますので、見込みとしては過去を見ながら、最高額が出たような月の額を最低限でもキープしておきたいというふうになっていきますので、３月補正でもある程度余裕を残した中で年度末の集計を見込んでいるところでございますので、今回専決ということではトータルでは大きな額になってございますが、そのような事情があるということでご理解をいただければと思います。

○議長（村瀬　廣君）　山崎君。

○３番（山崎　仁君）　今回の提案の中では、３月補正から末までの間の専決ということですから、よほど精査をされてきているんだろうなって思っているわけです。

ですから、必要な分をおいてあるんだとは思うんですけれども、より精査をしながら必要なものは必要な時に必要な分を使うと。

そうでないものは、先を見越してしっかりやってもらうということをお願いしたいと思いますけど、いかがですか。

○議長（村瀬　廣君）　保健福祉課長、杉山君。

○保健福祉課長（杉山輝希君）　ご質問にお答えいたします。

３月補正につきましては、１２月末の請求をもとに一旦しめます。

ですので、１月、２月、３月、場合によっては４月に請求が来るものもございますので、３か月から４か月程度、先を見込んだものでございます。

そういった中で、きちんとした精査というのは非常に難しいところではございますが、いまご指摘をいただいておりますので、より精度が高まるよう工夫をしながら、今後向かって行きたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（村瀬　廣君）　他にありませんか。

民生費の質疑を終わります。

４款、衛生費の質疑を行ないます。

４７ページから４９ページです。

質疑ありませんか。

衛生費の質疑を終わります。

６款、農林水産業費の質疑を行ないます。

５０ページから５２ページです。

質疑ございませんか。

農林水産業費の質疑を終わります。

７款、商工費の質疑を行ないます。

５３ページから５４ページです。

質疑ありませんか。

向井君。

○２番（向井孝一君）　６３ページに委託料として、プレミアム商品券の発行が掲載されているんですけれども、いま、５３ページの間違いです。

国の方で消費税の延期論が浮上しているというマスコミの報道もありますけども、例えば、そのことが実際に消費税の延期がなったとしてもこれは、プレミアム商品券については実行するということなのか、それとも国の消費税の絡みで中止する可能性もあるのかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（村瀬　廣君）　まちひと交流課長、山田君。

○まちひと交流課長（山田　薫君）　お答えをいたします。

只今のご質問でございますが、新聞の報道ですとか、マスコミの報道等でそういった議論がなされているというものは私どもも目にしたり、耳にしたりしておりますが、そういったこともありまして、各市町村から国の方にそういった質問、いまの議員の質問も入ってくるようでありまして、その際、国の方もですね淡々と事務を進めて下さいと、そう言った過程の話は回答できませんということなので、消費税の議論が延期になればなったで、それは国が市町村の方に指導があると思いますけども、現段階

では粛々とこの事務に当たっていただきたいというような国の指導がございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（村瀬　廣君）　他にありませんか。

商工費の質疑を終わります。

８款、土木費の質疑を行ないます。

５５ページから５９ページです。

質疑ありませんか。

土木費の質疑を終わります。

９款、消防費の質疑を行ないます。

６０ページです。

ありませんか。

消防費の質疑を終わります。

１０款、教育費の質疑を行ないます。

６１ページから６６ページです。

質疑ございませんか。

教育費の質疑を終わります。

１２款、公債費の質疑を行ないます。

６７ページです。

公債費の質疑を終わります。

１３款、予備費の質疑を行ないます。

６８ページです。

予備費の質疑を終わります。

以上で、歳出の質疑を終わります。

歳出全般について、質疑漏れございませんか。

以上で、歳出全般についての質疑漏れを終わります。

次に、歳入の質疑を款ごとに行います。

１款、町税の質疑を行ないます。

８ページから１２ページです。

質疑ありませんか。

町税の質疑を終わります。

９款、地方交付税の質疑を行ないます。

１３ページです。

ありませんか。

地方交付税の質疑を終わります。

１０款、交通安全対策特別交付金の質疑を行ないます。

１４ページです。

交通安全対策特別交付金の質疑を終わります。

１１款、分担金及び負担金の質疑を行ないます。

１５ページです。
ありませんか。
分担金及び負担金の質疑を終わります。
１２款、使用料及び手数料の質疑を行ないます。
１６ページから１７ページです。
ありませんか。
使用料及び手数料の質疑を終わります。
１３款、国庫支出金の質疑を行ないます。
１８ページから２０ページです。
ありませんか。
国庫支出金の質疑を終わります。
１４款、道支出金の質疑を行ないます。
２１ページから２４ページです。
質疑ございませんか。
道支出金の質疑を終わります。
１５款、財産収入の質疑を行ないます。
２５ページです。
財産収入の質疑を終わります。
１６款、寄附金の質疑を行ないます。
２６ページです。
寄附金の質疑を終わります。
１７款、繰入金の質疑を行ないます。
２７ページです。
ありませんか。
繰入金の質疑を終わります。
１９款、諸収入の質疑を行ないます。
２８ページから３０ページです。
諸収入の質疑を終わります。
２０款、町債の質疑を行ないます。
３１ページです。
ありませんか。
町債の質疑を終わります。
以上で、歳入の質疑を終わります。
歳入全般について、質疑漏れございませんか。
以上で、歳入全般についての質疑漏れを終わります。
質疑を打ち切り、討論を行います。
討論を終わります。
討論を打ち切り、日程第５　承認第３号についての採決を行います。

本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　ご異議がないので、承認第３号は原案承認と決定いたしました。

◎日程第６　承認第４号

○議長（村瀬　廣君）　日程第６、承認第４号を議題といたします。

平成３０年度今金町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第５号）専決処分の承認について、理事者の説明を求めます。

副町長、中島君。

○副町長（中島光弘君）　承認第４号、平成３０年度今金町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第５号）専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。

補正概要につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から８３９万７千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ、８億６，０６４万９千円としたところであります。

歳入においては、国保税等の収納額の確定による追加と、国庫及び道費補助金等を清算し、かつ、繰入金において財源調整を図り、歳出においては、保険給付費の確定に伴う、８０８万９千円の減額精査が主であります。

以上、概要を申し上げました。

ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村瀬　廣君）　説明が終わりました。

これより質疑を行ないます。

質疑は始めに歳出全般について行います。

１１ページから２０ページです。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　以上で、歳出全般についての質疑を終わります。

次に、歳入全般について質疑を行ないます。

３ページから１０ページです。

質疑ございませんか。

以上で、歳入全般についての質疑を終わります。

歳出、歳入全般について、質疑漏れございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　以上で、歳出、歳入全般についての質疑漏れを終わります。

質疑を打ち切り、討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　討論を終わります。

討論を打ち切り、日程第６、承認第４号についての採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　ご異議がないので、承認第４号は、原案承認と決定いたしました。

◎日程第７　承認第５号

○議長（村瀬　廣君）　日程第７、承認第５号を議題といたします。

平成３０年度今金町後期高齢者医療特別会計補正予算（第５号）専決処分の承認について、理事者の説明を求めます。

副町長、中島君。

○副町長（中島光弘君）　承認第５号、平成３０年度今金町後期高齢者医療特別会計補正予算（第５号）専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。

補正の概要につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から１８８万９千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ、８，８２２万９千円としたところであります。

歳入では、保険料等で１７２万円の減額と一般会計繰入金での減額調整が主であり、歳出においては、精査減額と広域連合納付金の確定による１６９万７千円の減額であります。

以上、概要を申し上げました。

ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村瀬　廣君）　説明が終わりました。

これより質疑を行ないます。

質疑は歳出、歳入全般について行います。

３ページから８ページです。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　以上で、歳出、歳入全般についての質疑を終わります。

歳出、歳入全般について質疑漏れございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　以上で、歳出、歳入全般についての質疑漏れを終わります。

質疑を打ち切り、討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　討論を終わります。

討論を打ち切り、日程第７、承認第５号についての採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　ご異議がないので、承認第５号は、原案承認と決定いたしました。

◎日程第８　承認第６号

○議長（村瀬　廣君）　日程第８、承認第６号を議題といたします。

平成３０年度今金町介護保険特別会計補正予算（第５号）専決処分の承認について、理事者の説明を求めます。

副町長、中島君。

○副町長（中島光弘君）　承認第６号、平成３０年度今金町介護保険特別会計補正予算（第５号）専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。

補正の概要につきましては、保険事業勘定において、既定の歳入歳出予算の総額から、３１５万６千円を減額し、補正後の額をそれぞれ７億７，２３１万９千円とし、サービス事業勘定では、歳入歳出予算の総額から、２９万７千円を減額し、補正後の額をそれぞれ、１，７３８万６千円としたものであります。

保険事業勘定については、歳入、主なものでは繰入金においては一般会計繰入金の減額であります。

歳出においては、保険給付費の確定に伴い、それぞれの給付事業での精査減額１，９８７万円の減額が主であります。

サービス事業勘定では、歳入では、予防給付費収入の追加、一般会計繰入金の減額であり、歳出では、地域包括支援事業の精査による減額であります。

以上、概要を申し上げました。

ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村瀬　廣君）　説明が終わりました。

これより質疑を行ないます。

質疑は始めに保険事業勘定歳出、歳入全般について行います。

５ページから３４ページです。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　以上で、保険事業勘定歳出、歳入全般についての質疑を終わります。

保険事業勘定歳出、歳入全般について、質疑漏れございませんか。

「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　以上で、保険事業勘定歳出、歳入全般についての質疑漏れを終わります。

次に、サービス事業勘定歳出、歳入全般について行ないます。

３５ページから３８ページです。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　以上で、サービス事業勘定歳出、歳入全般についての質疑を終わります。

サービス事業勘定歳出、歳入全般について、質疑漏れございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　以上で、サービス事業勘定歳出、歳入全般についての質疑漏れ

を終わります。

質疑を打ち切り、討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　討論を終わります。

討論を打ち切り、日程第８、承認第６号についての採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　ご異議がないので、承認第６号は、原案承認と決定いたしました。

◎日程第９　承認第７号

○議長（村瀬　廣君）　日程第９、承認第７号を議題といたします。

平成３０年度今金町介護老人保健施設特別会計補正予算（第５号）専決処分の承認ついて、理事者の説明を求めます。

副町長、中島君。

○副町長（中島光弘君）　承認第７号、平成３０年度今金町介護老人保健施設特別会計補正予算（第５号）専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。

補正の概要につきましては、収益的収入及び支出において、既定の予算の総額から、３３８万２千円を減額し、補正後の額をそれぞれ、４億２２０万６千円とし、資本的収入及び支出においては、既定の予算の総額から１０万８千円を減額し、補正後の額をそれぞれ３，６５５万１千円としたものであります。

業務の予定量の変更については、療養介護者数、入所１日当たり７３．４人、延２６，７９７人に、通所１日平均７．８人、延１，８８２人に変更し、主な建設改良費事業では、器械備品購入費を１，１４８万円にするものです。

予算第３条について申し上げます。

収入１款において、第１項、事業収益で１４３万３千円の追加であり、施設サービス費及び自己負担金の確定に伴う精査によるものであります。

第２項、事業外収益で４８１万５千円の減額は、一般会計補助金の減額が主であります。

支出１款において、第１項、事業費用で３３８万２千円の減額であり、給与費、材料費、経費、研究研修費の精査による減額であります。

第４条については、第１項、建設改良費で１０万８千円の減額は、調理用備品購入費の精査であります。

以上、概要を申し上げました。

ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村瀬　廣君）　説明が終わりました。

これより質疑を行ないます。

質疑は収益的支出及び収入全般、資本的支出及び収入全般について行います。

１ページから７ページです。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　以上で、収益的支出及び収入全般、資本的支出及び収入全般についての質疑を終わります。

収益的支出及び収入全般、資本的支出及び収入全般について、質疑漏れございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　以上で、収益的支出及び収入全般、資本的支出及び収入全般についての質疑漏れを終わります。

質疑を打ち切り、討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　討論を終わります。

討論を打ち切り、日程第９、承認第７号についての採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　ご異議がないので、承認第７号は、原案承認と決定いたしました。

◎日程第１０　承認第８号

○議長（村瀬　廣君）　日程第１０、承認第８号を議題といたします。

平成３０年度今金町国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第５号）専決処分の承認について、理事者の説明を求めます。

副町長、中島君。

○副町長（中島光弘君）　承認第８号、平成３０年度今金町国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第５号）専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。

補正概要につきましては、収益的収入及び支出において、既定の予算の総額から１，９０２万６千円を減額し、補正後の額をそれぞれ、６億７，８１３万７千円としたものであります。

収益的収入及び支出において、第３条について申し上げます。

収入１款では、第１項、医業収益で５４５万８千円の追加は入院、外来、その他医業収益の精査によるものであります。

第２項、医業外収益で２，４４８万４千円の減額は、一般会計負担金の減額が主であります。

支出１款では、第１項、医業費用で１，９７２万６千円の減額は、給与費、材料費、経費等の精査によるものであります。

第３項、特別損失で７０万円の追加は不納欠損処分費であります。

次に、資本的収入及び支出、第４条について収入１款、第２項、補助金で５８万９

千円の追加は国民健康保険調整交付金であります。

以上、概要を申し上げました。

ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村瀬　廣君）　説明が終わりました。

これより質疑を行ないます。

質疑は収益的支出及び収入全般、資本的支出及び収入全般について行います。

１ページから８ページです。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　以上で、収益的支出及び収入全般、資本的支出及び収入全般についての質疑を終わります。

収益的支出及び収入全般、資本的支出及び収入全般について、質疑漏れございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　以上で、収益的支出及び収入全般、資本的支出及び収入全般についての質疑漏れを終わります。

質疑を打ち切り、討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　討論を終わります。

討論を打ち切り、日程第１０、承認第８号についての採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　ご異議がないので、承認第８号は、原案承認と決定いたしました。

◎日程第１１　承認第９号

○議長（村瀬　廣君）　日程第１１、承認第９号を議題といたします。

平成３０年度今金町簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）専決処分の承認について、理事者の説明を求めます。

副町長、中島君。

○副町長（中島光弘君）　承認第９号、平成３０年度今金町簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。

補正概要につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から１００万５千円を減額し、予算の総額を歳入、歳出それぞれ１億３，５１２万４千円としたところであります。

歳入においては、使用料及び手数料で１００万３千円の減額、諸収入で２千円の減額であります。

歳出では、維持費で１００万５千円の減額は修繕料であります。

以上、概要を申し上げました。

ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村瀬　廣君）　説明が終わりました。

これより質疑を行ないます。

質疑は歳出、歳入全般について行います。

３ページから７ページです。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　以上で、歳出、歳入全般についての質疑を終わります。

歳出、歳入全般について、質疑漏れございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　以上で、歳出、歳入全般についての質疑漏れを終わります。

質疑を打ち切り、討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　討論を終わります。

討論を打ち切り、日程第１１、承認第９号についての採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　ご異議がないので、承認第９号は、原案承認と決定いたしました。

◎日程第１２　承認第１０号

○議長（村瀬　廣君）　日程第１２、承認第１０号を議題といたします。

平成３０年度今金町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）専決処分の承認について、理事者の説明を求めます。

副町長、中島君。

○副町長（中島光弘君）　承認第１０号、平成３０年度今金町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。

補正概要につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から９０９万９千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ、２億１１６万３千円としたところであります。

１ページから２ページをお願いいたします。

歳入においては、分担金及び負担金で３万円の追加、使用料及び手数料で９万８千円の追加、国庫支出金で２２４万８千円の減額、繰入金で４６７万８千円の減額は一般会計繰入金であります。

諸収入で１千円の減額、町債で２３０万円の減額であります。

歳出においては、総務費で６０万７千円、維持費で７６万５千円の減額、建設費で７６７万円の減額は工事費であります。

公債費において、５万７千円の減額となっております。

以上、概要を申し上げました。

ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。
○議長（村瀬　廣君）　説明が終わりました。
これより質疑を行ないます。
質疑は歳出、歳入全般について行います。
３ページから１４ページです。
質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
○議長（村瀬　廣君）　以上で、歳出、歳入全般についての質疑を終わります。
歳出、歳入全般について、質疑漏れございませんか。
（「なし」の声あり）
○議長（村瀬　廣君）　以上で、歳出、歳入全般についての質疑漏れを終わります。
質疑を打ち切り、討論を行います。
（「なし」の声あり）
○議長（村瀬　廣君）　討論を終わります。
討論を打ち切り、日程第１２、承認第１０号についての採決を行います。
本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議長（村瀬　廣君）　ご異議がないので、承認第１０号は、原案承認と決定いたしました。

◎日程第１３　議案第１号
○議長（村瀬　廣君）　日程第１３、議案第１号を議題といたします。
財産の無償貸付について、理事者の説明を求めます。
副町長、中島君。
○副町長（中島光弘君）　議案第１号、財産の無償貸付について、提案理由を申し上げます。
町内の住環境改善対策の一環として、市街地の町有地を無償で貸し付けることについて、地方自治法第９６条第１項第６号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。
ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。
○議長（村瀬　廣君）　説明が終わりました。
これより質疑を行ないます。
日置君。
○５番（日置紳一君）　最初にちょっと確認をしたいと思います。
これ施工業者は町内業者なのかということと、それとこの土地は多分、賃貸住宅を目的とした人にだけ貸すということだったと思いますけども、それでいいのかどうか。
それからここに目的があるんですけども、良好な住宅環境の実現と定住促進を図り、人口減少対策とすることを目的とするとありますけども、多分この時に地元業者に施

行してもらうことで、経済効果をあげたいということも入っていたと思うんですけども、ここには載っていませんけども、その辺３点まずどうですか。

○議長（村瀬　廣君）　総務財政課長、森君。

○総務財政課長（森　朋彦君）　今回の提案をしている内容でありますが、平成２７年に制定をいたしました、町有地活用による賃貸共同住宅建設支援要綱、これに基づいて無償貸付をしようとするものでありまして、ここに貸し付けの目的でもありますとおり、町の定住促進対策、それから住宅環境の整備の一環ということで、行っているものであります。

今回、無償貸付の相手方となっております、北海機材工業でありますが、こちらにつきましては田代に営業所があります片桐機械株式会社、これのグループ会社でありまして、要件といたしましては町内に営業所を有する事業者ということで制定をしておりますので、同一グループの中ということで今回それに該当するものとして提案をしているものであります。

なお、実際の工事の施行でありますが、これにつきましては町外の業者を予定しているということであります。

なお、町内の施工業者に限定をしている内容の要綱にはなっておりませんので、その点でご理解をいただきたいと思います。

○議長（村瀬　廣君）　日置君。

○５番（日置紳一君）　ちょっと聞こえなかったけど、町内業者がやるということですか。施工業者。町外。そうですか。

これ賃貸住宅のための土地ということで、賃貸住宅を建てるのに土地が用意できない人のために３か所、いま現在のところと警察前と、おなや旅館のところですか、この３か所を用意したと思うんですけど、それは土地がなくて建てたい人が建てられないから無償で貸し付けると、そのあとお金を借りる都合で買わなければ都合が悪いということで、多分安価で売買するようなことも入っていたと思うんですよ。

それというのは補助事業なんですよね。完全な。

それで今回３月で廃止になったのは、土地を持っている人が賃貸住宅を建てると。

そのことにおいては、建設費の助成をするということで、賃貸住宅促進支援事業ですか、これをやっていたわけですけども、これは平成３０年度で廃止になりました。

私は土地と建物の違いこそあれ、同じ補助事業だという感覚を持っていますので、片方が廃止になっているのにもかかわらず、この土地の部分だけ無償で貸すとかというのは、ちょっと違うんじゃないのかなと思うんですよ。

建ててもらうのは良いんですよ。利用してもらうのは良いんですけど。

その片方の事業が廃止している中で、この部分だけが残るというのはやはりちょっとおかしいと。

という意味でできれば有償で貸し付けていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（村瀬　廣君）　総務財政課長、森君。

○総務財政課長（森　朋彦君）　今回の町有地を活用するという意味合いでは、まさしくこの名前のとおりでありまして、定住対策ですとか、それから住環境整備の一環でもありますが、いま活用が進んでいない土地についてもというような意味合いも含めての要綱だったと思います。

中にもありましたが、支援の内容としましては二通りありまして、無償で貸し付けをする支援と、それから減額をして譲渡することによる支援の二種類こちらの方で用意しておりますが、今回のケースは無償で貸し付けをするというところで整理をいただいたというところであります。

賃貸住宅の別な方のものにつきましては、町長の任期も新しくなったということで、一度区切りをつけてというようなことで、３０年度をもってということでありましたが、こちらの要綱につきましては先程言いましたように町有地の活用という面も含んでおりましたので、継続をさせていただいたということと、それから提案につきましては、今回の提案となっておりましたが、随分早くから問い合わせをいただいて調整をしてきたというようなこともありますので、引き続き町有地につきましては活用の方法の一環として、内容はこの後精査されるものもあるかもしれませんが、継続していきたいということの考えで進めてきた次第でありますので、よろしくお願いします。

○議長（村瀬　廣君）　日置君。

○５番（日置紳一君）　賃貸住宅に関しては、この補助事業は地元業者が施行するということが絶対の条件なんですよね。

それをこの部分だけそれを外して認めるというのは本当にいかがなものかと思うんですよ。

片桐さんの社宅ということだと思うんですけども、何人か余れば入れるかもしれませんけども、社宅というのは賃貸住宅ということになるんでしょうかね。

そういう情報もあったのでお伺いしたいんですけども、私は一番の問題は地元の業者じゃないということが引っ掛かっているわけで、その部分改定されない以上、賛成できないなと思っていますので、どうですか。

○議長（村瀬　廣君）　総務財政課長、森君。

○総務財政課長（森　朋彦君）　社宅というようなお話がございましたが、これはあくまでも一般の方向けの住宅ということで、お伺いをしております。

もし社員の中でそういう住宅を求める方がいれば、それはあくまでも一般の入居者と同じ条件ということで進められるものというふうに考えております。

町内業者につきましては、規模が大きなものでもありますので、そこまでの縛りというのは今回この要綱の中では入れておりませんでしたので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（村瀬　廣君）　他にありませんか。

向井君。

○２番（向井孝一君）　いま同僚議員の質問の中にもちょっとあって疑問に思ったのは、要するに賃貸住宅を建てる場合においては、１戸当たり２００万円の助成いままでや

っていましたよね。

そのこともあるということなんですか。無いということ。

やはり町外の会社に貸付けする場合の色々な町有地の有効利用ということで、あったと思うんですけども、無償で貸与するよということについては議決行為がいるわけですけども、それらもクリアするのであれば良いかなと思うんですけども、それによっての固定資産税の見込みというのはどの程度あるのか把握しておりますか。

○議長（村瀬　廣君）　総務財政課長、森君。

○総務財政課長（森　朋彦君）　戸建ての、別建ての建物の建築費に対する助成についての重複をして支援は受けられないということで当初から進めてまいりましたので、あくまでも今回の件につきましては町有地を無償で貸し付けをするということだけになります。

それから固定資産税につきましては、土地の部分は当然、町有地ですから掛かってきませんが、建物の部分については当然掛かってくるかなというふうに思っております。

これについてはまだ額を押さえておりませんので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（村瀬　廣君）　他にありませんか。

質疑を終わります。

質疑を打ち切り、質疑はじまります。

山崎君。

○３番（山崎　仁君）　いま同僚が質疑をしたんですけども、いわゆる定住促進を願ってこの町有地の貸付けをすると。無償で貸付けすると。

いま町外業者とか、町内とか色々話があったようなんですけど、このことを支援することによって入居される方はどういうメリットがあるのか。

例えば家賃が安くなるとかって、そういうのはないんですか。

町が支援することによって、この業者は支援を受けた。

これを貸し出すんだけども、貸し出した時には普通近傍の賃貸料をまともにかけていく、そういう考え方なんですか、どうですか。

○議長（村瀬　廣君）　総務財政課長、森君。

○総務財政課長（森　朋彦君）　直接的に家賃の方においくら程度までというような投げかけはしておりませんけども、当然近傍の家賃を参考にしながらということで極力いくばくかは低減できるということでお願い程度はしておりますけども、具体的にいくら、いくらというような話はしておりません。

入居者につきましては、いま現実もそうですが最近新しく建てた賃貸の住宅なんかも含めてですけども、建築が始まった当初からもうすでに入居希望で埋まってしまうというような状況もありますので、いまだ絶対数とすれば戸数については充足をしていないのかなというふうに考えますので、そういったところでは町の中の住宅の選択肢としては増えるということで恩恵があるのかなというふうに考えております。

○議長（村瀬　廣君）　山崎君。
○３番（山崎　仁君）　家賃をどうするということを町が指導するとかということは、これはあり得ないことですから、これは良いとしても、やっぱり町が支援をすることによって定住を促進ということであれば、そういうところが当然あってしかるべきなのかなって、この業者側がですよ。

町が何かをするんじゃなくて業者側が当然そのことを考えてやるのかなって思うわけですよ。

２００万円の１戸当たり２００万円の補助を出しながら固定資産も払って自分の土地に建物を建てる人と、そうでない今回のような話と全く違うわけだ。

だから町がどういう姿勢で定住促進をするかというのは大きな問題なわけですよ。

住環境の整備をするとか、定住促進ということは。

ちょっと気になるのは貸付けをするんだけども、そのあと１５年の貸付けのあとはどうなるんだと。

こういうところが出てきていない。１５年経ってもしこの業者が撤退をするとか、それから解体をする時にこれどうするんだと。

町有地に建ったものを撤退されても困るわけですよ。

だからそこまで詰めた話がされているのかどうか。
○議長（村瀬　廣君）　総務財政課長、森君。
○総務財政課長（森　朋彦君）　要綱上、基本的には１５年以内ということで定めておりますが、今回の議決をいただきましたらこのあと契約については１５年ということで契約をする予定となっております。

１５年、契約期間が到来したのちでありますが、もし事業撤退するということであれば当然として原状回復の義務を課しております。

継続ということであれば、そのまま契約を継続ということの道筋も残しておりますので、将来的な方向性を含めて条件提示をさせていただいているということで理解していただきたいと思います。
○議長（村瀬　廣君）　山崎君。
○３番（山崎　仁君）　本来この趣旨からいうと、議会で良いとか悪いとかならないと思う。

どんどんやってくれればいいなと思うんだけども、町が貸付けをする時にしっかりしたものを持っていないと色んな話が出てしまう。

２００万円の貸付けがどうだとか、無償貸付でいま言う１５年経過した後どうするんだと。

こんなんだったら最初から土地を買ってもらって、これ分譲ですよね。

これ買ってもらって、そこに建てて、やっていただくのは良いんじゃないかと、色んな話が出てくる

だからここでそういう議論をする前にしっかりした協議をしながら、提案されるというのが私は当たり前、当然のことだと思うわけですよ。

ですからここのことに関しては町民の方も非常に注目をすると思うんです。
無償貸付ですから、固定資産税は入らないわけだ。土地に関しては。
将来１５年経ってどうなるというのも分からないわけだ。
だからもっと丁寧な進め方、これは我々には分かりやすい、それから町民に分かりやすいようなこの事業の進め方を是非されれば良いと思うし、そのために必要なことは当然取組みをいただきたいと思うけども、いかがですか。
○議長（村瀬　廣君）　総務財政課長、森君。
○総務財政課長（森　朋彦君）　事業を進めるにあたって、様々な憶測ですとか、それから誤解を招くようなことは当然ないように事業者の方とも打合せをしていきたいと思いますし、議会の方につきましても平成２７年にこの要綱を定める時に内容の趣旨の説明をさせていただいた経過があります。
残念ながら２７年に１件議会の方で議決をいただいた事案がありましたが、途中で事業が中座をしたということで、取り消されたということがありまして、実質的には今回がこの要綱を使っての初めてのケースということになりますので、このあと様々、初めてのケースですから前例となっていくんだろうなというふうに思いますので、いまおっしゃっていただいたことにつきましては十分意をはいして取り組みをしてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。
○議長（村瀬　廣君）　質疑を終わります。
質疑を打ち切り、討論を行います。
日置君。
○５番（日置紳一君）　質疑でも話させていただいたとおり、私は土地に対する助成も建物に対する助成も、その違いはあれ同じ補助事業だと思っていますので、片方だけが廃止になって、片方だけが生きている。
こういうやり方には納得できませんので、この議案には反対させていただきます。
○議長（村瀬　廣君）　他にありませんか。
賛成者の討論ありませんか。
討論を終わります。
討論を打ち切り、日程第１３、議案第１号について採決いたします。
ご異議があるので、起立採決といたします。
本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。
起立多数であります。
よって、日程第１３、議案第１号について原案のとおり可決いたしました。

◎閉会の宣告
○議長（村瀬　廣君）　以上をもって、日程の全部を議了いたしました。
これをもって、令和元年第３回今金町議会臨時会を閉会いたします。
大変ご苦労様でした。

閉会　１１時１０分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和元年５月３０日

議　　長

署　名　委　員

署　名　委　員